

令和7年度新潟市建設工事総合評価方式の主な改定等について（お知らせ）

1 令和7年4月1日付の一部改定

（1）平成18年度から総合評価落札方式を「試行」として実施しているが、15年以上経過し、総合評価落札方式による入札制度も定着していることから、「試行」から「実施」に移行する。

（2）新潟市建設工事総合評価方式実施要領の運用基準の改定

① 評価項目「新潟市消防団協力事業所」の評価基準  
改定前

評価基準	配点	配点ランク
従業員等が相当数、消防団に入団し、新潟市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	0.500	2
従業員等が相当数、消防団に入団してはいるが、新潟市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	0.250	1
該当しない	0.000	0

改定後

評価基準	配点	配点ランク
新潟市消防団協力事業所表示証が交付されている	0.500	1
該当しない	0.000	0

② 評価項目「ボランティア活動」の評価基準

改定前

評価基準		配点	配点ランク
継続して3ヶ年度以上の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.500	4
	上記以外でのボランティア活動の実績がある	0.400	3
継続して2ヶ年度の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.400	
	上記以外でのボランティア活動の実績がある	0.320	
1ヶ年度の実績があり、継続することとしている	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.320	1
	上記以外でのボランティア活動の実績がある	0.250	0
実績なし		0.000	0

改定後

評価基準	配点	配点ランク
過去3ヶ年度にボランティア活動の実績がある	0.500	1
実績なし	0.000	0

③ 評価項目 「障がい者雇用」の評価基準

令和7年4月1日から 除外率が引き下げられるため 以下のように変更する。

除外率            変更前    20%            変更後    10%